

# 令和6年度男女共同参画情報誌作成等業務委託に係る プロポーザル募集要項

## 1 プロポーザルの趣旨及び事業の目的

本事業は男女共同参画社会について、編集委員として公募した区民と協働する等「区民と一緒に学び、考え、発信する」情報誌を作成することで効果的な普及啓発を推進していくことを目的として実施するものである。

民間事業者のノウハウや創意工夫を最大限に活かすため、業務内容について技術提案を求めるプロポーザルを実施する。

## 2 用語の定義

- (1) 区とは、新宿区をいう。
- (2) 参加者とは、「令和6年度男女共同参画情報誌作成等業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」(第1号様式)を提出した者をいう。
- (3) 事務局とは、子ども家庭部男女共同参画課をいう。

## 3 参加資格

本プロポーザルに応募するための資格は、以下の全てを満たすこととする。なお、基準日については、公募開始の日とする。公募開始は、本募集要項を、区公式ホームページに掲出し、公表した日(令和6年3月1日(金))とする。また、契約時まで以下に応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 都内に本社、支社、営業所等を有する法人であって、男女共同参画啓発情報誌作成のノウハウ、実績、本事業を実施するための知識や技能があるスタッフを有する等、本事業を的確に遂行できる能力を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (3) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(13新総財第550号)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱(23新総契契第2218号)別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。

- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (9) 基準日から過去 6 ヶ月以内に、労働関係法令により行政処分を受けていないこと。
- (10) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (11) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。

#### 4 応募手続き

プロポーザルの参加を希望する者は、「令和 6 年度男女共同参画情報誌作成等業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第 1 号様式）に全ての必要書類（「10 応募書類」を参照）を添えて、令和 6 年 3 月 19 日（火）17 時までに事務局へ持参にて提出すること（郵送不可）。なお、提出物の返却は行わない。

**注）あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。**

【事務局】 男女共同参画課（新宿区荒木町 1 6） 03（3341）0801

※ 10(1)イ、ウ、カ、キについては、別途、男女共同参画課アドレス danjo-keihatsu@city.shinjuku.lg.jp へ、電子データもあわせて提出すること。

※ 令和 6 年 3 月 19 日 17 時以降の資料の差し替えや再提出は一切認めない。

#### 5 参加の辞退

プロポーザルでは、事業者の選定があるまでの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、「令和 6 年度男女共同参画情報誌作成等業務委託に係るプロポーザル参加辞退書」（第 3 号様式）を事務局へ持参にて提出すること。

注）あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

#### 6 質疑・回答

##### (1) 質疑の方法

プロポーザル参加予定者は、プロポーザルに関して質疑を行うことができる。質疑にあたっては「令和 6 年度男女共同参画情報誌作成等業務委託に係るプロポーザルに関する質問書」（第 4 号様式）を以下のとおり提出すること。

・提出期限：令和 6 年 3 月 7 日（木）17 時

・提出方法 メール又はファクシミリによる送信とする（その他の方法（電話や窓口等）による質問、応募以外に関する質問には一切応じない）。

電子メール danjo-keihatsu@city.shinjuku.lg.jp

FAX 番号 03-3341-0740

※ 質問書を受領したら、区から3月8日（金）正午までに「受領した旨」メール又はFAXで返信する。連絡がない場合は、区へ到着していない可能性があるため、03（3341）0801（男女共同参画課）まで必ず電話連絡すること。

## (2) 質疑に対する回答

回答はプロポーザル参加予定者全員に対して、令和6年3月12日（火）までにホームページ掲載等により行う。

## 7 委託契約上限額

本委託契約の上限額は以下のとおりとする。

3,693,250円（消費税等含む）

消費税等の税率は10%で積算すること。

ただし、本委託契約は令和6年度予算の成立が前提であり、予算の成立がなされない場合は契約を行わない。また、契約上限額についても、予算の範囲内の額に変更することがある。

## 8 契約予定日

令和6年5月20日

## 9 委託を予定している内容

### (1) 委託業務

新宿区男女共同参画情報誌の作成等に係る業務

- ・企画立案
- ・公募区民向け編集講座の運営
- ・公募区民を交えた編集会議の運営
- ・取材・原稿添削・編集
- ・デザイン
- ・校正
- ・印刷・製本
- ・納品

### (2) 委託期間

令和6年5月20日から令和7年3月31日まで

本契約は単年度契約とする。ただし、本プロポーザルに基づき締結した契約は、3年を上限として更新することができる。当該期間は令和9年3月31日までとする。

※(1)の詳細は、別紙「仕様書」のとおり

## 10 応募書類

### (1) 提出書類及び部数

- ア プロポーザル参加申請書兼誓約書（第1号様式） 1部
- イ 企画提案書（第2号様式） 8部

内容は「1.1 企画提案書の内容」のとおり。

表紙は第2号様式を使用し、その他は任意とする。文字のサイズは10.5ポイント以上とする。ページ番号を付けること。A4判、両面印刷（表紙は片面でも可能）とし、左上1か所をとじる。ただし、「1.1 企画提案書の内容」の(7)試作品は(1)～(6)とは別に独立してとじる。

- ウ 見積書 8部

本件委託に係る見積書を作成のうえ、提出することとし、その内訳をわかるように記載すること（内訳の記載について様式は問わないが、内訳がわかるように作成すること）

なお、当該見積書の記載額については、受託候補者の選定時に用いる。また、委託内容に対して著しく不適切な見積額の場合は評価対象から除外する場合がある。

- エ 履歴事項全部証明書 1部

提出日から3か月以内に交付されたものとし、コピーは不可とする。

- オ 直近1期分の決算書 8部

貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書

- カ 受託事業者の事業者概要 8部

任意の書式で、自社の概要（設立日、設立目的、従業員数、事業内容や活動内容等）を記載した資料とする。A4判、横書き、両面で2枚以内に収めること。その他自社のパンフレットやリーフレット等があれば別途、1部提出すること。

- キ その他参考書類 8部

自社の事業・活動等、参考となる資料があれば、提出することができる（任意）。

A4判、横書き、両面で5枚以内に収めること。

## (2) 提出部数

- ア 正本1部（上記(1)の全ての書類）

- イ 副本7部（上記(1)のイ、ウ、オ、カ、キの書類）

ただし、カのうち、自社のパンフレット・リーフレット等は副本に含まない（正本のみ）

## (3) 留意事項

- ア 企画提案数は、1法人につき1件とする。

- イ 副本においては、法人を特定する表現の使用をしないこと。すでに名称が記載されている書類等は塗抹する等して特定できないようにすること。

## 1.1 企画提案書の内容

企画提案書に記載する事項は、次のとおりとする。なお、作成にあたっては、別紙「仕様書」を参考にし、本業務の趣旨を理解した上で作成すること。

#### (1) 理念・方針

男女共同参画社会の現状と課題を踏まえ、自社として考える男女共同参画啓発事業の理念・方針を記載する。

これに加え、新宿区民の年齢・職業・国籍の構成や地域の特徴、区男女共同参画推進計画、現在の情報誌で扱っている内容を踏まえ、今後の情報誌の編集方針を記載する。

#### (2) 編集講座

別紙「仕様書」記載の編集講座の内容を十分に踏まえ、講座の狙いや講座で実施する内容を具体的に記載する。公募区民に課題を課し、提出されたレポート等を添削して講評を行うなど、公募区民に習得を促すための内容も含めること。

#### (3) 独自提案事項

事業受託にあたり上記の項目以外に提案したいこと、工夫できる事項等を記載する。例えば、取材におけるカメラマンの手配は求めていないが、手配できる場合は、加点要素となる。

#### (4) 年間の工程表

別紙「仕様書」に沿って前期号、後期号の作成フロー（業務内容と日程）を作成する。編集講座や会議だけでなく、公募区民の原稿に対する添削や、原稿の入稿・校正も業務内容として工程表内に記載すること。

#### (5) 業務体制等

##### ア 運営体制

本事業を運営する体制を記載すること。少なくとも、運営責任者並びに編集講座、編集会議、取材、原稿添削、編集及びデザインの担当者の氏名、所属部署及びこれまでの実績を記載すること。

実績は過去に所属した企業におけるものも含める。ただし、平成30年4月1日以降に完了した契約に限る。編集講座及び編集会議に従事できる担当者を記載すること。

##### イ 個人情報保護体制

公募区民の原稿の提出・返却等をメール等で行うことを想定し、メール・郵便等で個人情報を取り扱う際の個人情報保護体制を情報システム、人的対策両面から記載すること。

(例) メール送受信等外部インターネットに接続できる端末を利用するための部屋について生体認証による入退室管理を行っている。メールを外部に送信する場合は、2名以上で宛先を確認している等。

#### (6) 類似業務実績

法人として、本件と類似した業務の契約を履行した実績を記載する。ただし、平成30年4月1日以降に完了した契約に限り、グループ会社の実績は対象外とする。

(例) 平成〇〇年～□□年 〇〇区男女共同参画情報誌△△作成委託

#### (7) 試作品

以下の内容に沿って、表現・デザイン・レイアウト・文字フォント・文字色などを意識した情報誌試作品をカラーで作成する。

ページ	内容
P1	表紙（誌名は「ウイズ新宿」）
P2～5	男女共同参画に関する特集記事（インタビュー記事を含むこと。実際にインタビュー可能な人物を設定すること。）
P6～7	ワーク・ライフ・バランス推進に関する記事
P8～9	DV 防止啓発に関する記事
P10～11	男女共同参画課の事業（啓発講座等）に関する記事
P12	裏表紙

※記事の内容はダミーで構わない。印刷用紙は普通紙で構わない。以前に同内容の記事の作成実績がある場合は、その内容を使用しても構わない。

## 1.2 企画提案の評価（選定）方法

男女共同参画情報誌作成業務委託に係る事業者選定委員会（以下「本件選定委員会」という。）が、以下のとおり選定を行う。

### (1) 第1段階評価（第一次選定）

企画提案書等をもとに評価し、上位の3者（企画提案書の提出者が3者に満たない場合は全者）を第2段階評価を行う事業者として選定する。ただし、評価点が満点の60%に満たない場合は、第2段階評価を行う事業者として選定しない。

なお、評価結果については、第1段階評価終了後、参加者に対して通知する。

### (2) 第2段階評価（第二次選定）

第2段階評価を行う事業者を対象に、指定する日時及び場所において、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、業務責任者をあわせて最大3名以内とし、次のとおり行う予定である。

なお、第1段階評価終了後に第2段階評価参加者に対して質疑及び要望事項を通知し、ヒアリングの際に回答を求めることがある。

【日時（予定）】令和6年4月25日（木）午後 ※変更となる場合がある。

※ 詳細は第1段階評価終了後に電子メール等により通知する。

### (3) 受託候補者の選定

特別の事情がある場合を除き、見積書の金額が委託契約上限額を超えていない事業者のうち、第1段階評価及び第2段階評価の合計評価の最高点者を受託候補者として選定する。

### (4) 評価基準

別紙「令和6年度男女共同参画情報誌作成等業務委託に係るプロポーザル評価基準」のとおり。

### (5) 選定結果の通知及び公表

第2段階評価の結果は参加者に対して書面により通知する。採用通知送付後、件名、受託候補者名、選定委員の内訳をホームページにて概ね1年間公表する。

### 1 3 スケジュール

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| (1) 募集要項の配布     | 3月19日(火)まで     |
| (2) 質問書の受付      | 3月7日(木)17時まで   |
| (3) 応募受付(締め切り)  | 3月19日(火)17時まで  |
| (4) 第1段階評価結果の通知 | 4月12日(金)頃      |
| (5) 第2段階評価      | 4月25日(木)午後(予定) |
| (6) 第2段階評価結果の通知 | 5月10日(金)頃      |

### 1 4 留意事項

#### (1) 提出物の取扱い

企画提案書等の提出物については、区の所有物として区が保管、管理又は廃棄し、参加者へは返却しない。参加者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとし、企画提案書等の提出物は理由の如何にかかわらず返却しない。

(2) 本件プロポーザルは、業務の受託候補者を選定するため行うものであり、契約の決定は別途行う。

#### (3) 参加経費等

プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担するものとし、区はいかなる経費も負担しない。

#### (4) 適正な手続きの順守

申請書類に虚偽記載があった場合は、無効とする。また、本件選定委員への接触を禁ずるものとし、違反した場合には、評価対象から除外する。

#### (5) 契約の締結、業務の執行

区は、受託候補者との間で、契約内容の詳細を協議の上、予算の範囲内で契約を締結する。なお、企画提案し、選定された事業の内容、規模等については、双方協議の上、変更する場合はある。

### 1 5 各種書類の提出先及び問合せ先(プロポーザル事務局)

新宿区子ども家庭部男女共同参画課 加藤・名取

所在地 〒160-0007 東京都新宿区荒木町16

電話 03-3341-0801(直通)

FAX 03-3341-0740

電子メール danjo-keihatsu@city.shinjuku.lg.jp

ホームページ [http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/danjo01\\_000001\\_00042.html](http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/danjo01_000001_00042.html)